

2005.12 冬号

発行

和歌山県環境生活部共生推進局
県民生活課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL(073)432-4111

◇「きのくに生活情報誌 暮らしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます◇
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

すべての住宅に“住宅用火災警報器”の設置が義務づけられます！

消防法の改正により、すべての住宅用火災警報器の設置が義務づけられることになりました。

新築住宅・・・平成18年6月1日以降に新築される住宅

既存住宅・・・平成18年6月1日以降5年の猶予期間内

(各市町村が条例で期限を定めることになっています)

住宅用火災警報器とは？

火災の「煙」を自動的に感知して音や声で知らせてくれる機器のことで、乾電池式タイプと家庭用電源タイプがあります。

取り付け場所は？

寝室その他条件により階段や廊下にも設置します。

販売場所は？

消防用設備取扱店やメーカーのホームページ、またはホームセンターなどでも取り扱っているところもあります。

販売価格は？

機能により異なりますが、5千円から1万5千円くらいで販売されていますので、購入の際の目安として下さい。

国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品には、日本消防検定協会の「鑑定」マークがついています。「鑑定」マークのついているものを選びましょう。



☆☆☆ 住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意を！ ☆☆☆

悪質な訪問販売に注意しましょう！

住宅用火災警報器設置義務化に便乗し、「火災警報器の設置が義務化されました。」などと、消防署をかたり、火災警報器を高額な値段で売りつける悪質な業者が出てくることも予想されますので注意してください。

問い合わせ先

◎契約トラブルなどの相談窓口

和歌山県消費生活センター073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所0739-24-0999

◎住宅用火災警報器に関する相談窓口

和歌山県総務部危機管理局消防保安課(TEL 073-441-2260) または最寄りの消防署

和歌山県消費生活条例を改正しました

【平成18年1月1日施行】

Q：「消費生活条例」ってなに？

A： 県民の消費生活の安定と向上を図るため、県及び事業者の責務、消費者の役割を明らかにし、消費者施策についての必要な事項を定めたものです。

Q：県は何をしてくれるの？

A： 被害の多い高齢者や若年層に配慮した消費者教育・啓発活動や、県民に対し適正に情報提供を行うなど、効果的な消費生活の安定及び向上に関する施策を実施します。

Q：事業者はどういうことに気をつければいいの？

A： 法令を遵守し、消費者の安全の確保、取引行為の適正化に努めるとともに、事業活動を行う場合は消費者の知識・経験等に配慮することに努めなければなりません。

Q：消費者はどうすればいいの？

A： 消費生活に関する知識を習得し、自主的・合理的に行動するよう努めます。また、消費者の権利が侵害されている場合などは、県に申出することが出来ます。

☆消費生活条例施行規則の改正を行いました。（平成18年1月1日施行）

平成17年度上半期 県消費生活センターにおける消費者相談の概要

1. 消費者相談受付状況

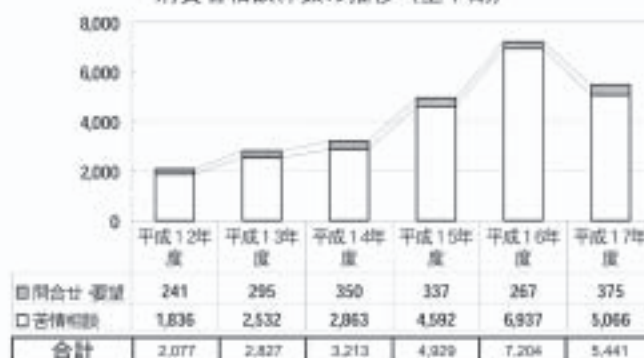
平成17年度上半期に県消費生活センターに寄せられた消費者相談件数は、5,441件で、前年度より1,763件減りましたが、半年で5,000件以上と依然として高い水準にあり、架空請求が急増する前の平成14年度と比較すれば約1.7倍の相談件数となっています。

2. 苦情相談の概要

【苦情相談件数上位10位】

順位	商品・サービス分類	平成17年度	平成16年度	増減	伸び率	具体的な商品・サービスの内容
1	オンライン等関連サービス	1553	4577	-3024	33.9%	架空請求（身に覚えのない情報料の請求）など
2	商品一般	726	58	668	1251.7%	架空請求（内容の特定できない商品の請求）など
3	フリーローン・サラ金	373	367	6	101.6%	消費者ローン、カードローン、ヤミ金融など
4	工事・建築	125	86	39	145.3%	耐震補強工事、換気・除湿工事など
5	不動産貸借	124	65	59	190.8%	賃貸マンション、駐車場の賃貸借など
6	電話サービス	80	57	23	140.4%	IP電話、携帯電話など
7	リースサービス	65	92	-27	70.7%	電話機、FAXのリースなど
8	修理サービス	65	75	-10	86.7%	屋根修理、水漏れなど給排水管の修理
9	資格取得用教材	64	43	21	148.8%	旅行関連資格、トレース資格など
10	四輪自動車	61	64	-3	95.3%	中古車販売、故障・修理など

消費者相談件数の推移（上半期）



「架空請求110番」

県では、日曜日でも相談を受けられるようNPO法人と協働し、毎週日曜日に架空請求に関する電話相談を開設しています。

- 開設日：毎週日曜日（年末年始除く）
- 時間：10:00～16:00
- 電話番号：073-433-1551

電話相談
のみ



悪質な電話機類リースの訪問販売にご注意下さい！

中小企業経営者、個人事業主などを狙って、「新機種が発売された。」、「今の電話機は使えなくなる。」、「料金が安くなる。」などと虚偽の説明を行い、電話機類のリース契約を締結させられ、高額な金額を請求される「悪質訪問販売電話機類リース」のトラブルが増えています。

- ◎ 契約は自己責任になります！
- ◎ 契約の前には、契約内容をよく確認しましょう！

消費者取引の場合には、「消費者契約法」や「特定商取引に関する法律」が適用され、『クーリングオフ』等ができます。

また、事業者名による契約であっても、一定の事案については「特定商取引に関する法律」が適用されます。（平成17年12月6日通達改正）

悪質な訪問販売住宅リフォーム業者から高齢者を守りましょう！

【介護ヘルパー・民生委員・ご近所の方へ】

- 見慣れない人の出入りやリフォーム工事の形跡があったら気をつけてあげて下さい。
- 周囲の方々からの消費生活センターへの相談をきっかけに、問題が解決することもあります。気になることがあれば、最寄りの下記消費生活センターへご相談下さい。

和歌山県消費生活センター …………… 073-433-1551
 和歌山県消費生活センター紀南支所 …… 0739-24-0999

マンションの耐震性に関する相談窓口について

11月18日、国土交通省はマンションの耐震構造計算書偽造問題を公表いたしました。

この問題につきまして、マンションに居住する方々に耐震設計への不安が広がっていることから、国土交通省ホームページにおいて、相談窓口の一覧を公表しております。

国土交通省のホームページアドレス <http://www.mlit.go.jp/>

(和歌山県の相談窓口一覧)

郵便番号	所在地	名称	電話
640-8585	和歌山市小松原通1-1	和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課	073-441-3231
640-8511	和歌山市七番丁23	和歌山市都市計画部建築指導課	073-435-1100
640-8045	和歌山市ト半町38 建築士会館3F	(社)和歌山県建築士事務所協会	073-432-6539
640-8045	和歌山市ト半町38 建築士会館	(社)和歌山県建築士会	073-423-2562

WARMBIZ

とは何だろう？

“暖房に頼り過ぎず、働きやすく暖かく格好良いビジネススタイル”
それが「ウォームビズ」です。

12月1日から県では、服装を工夫すること等により、室内の暖房設定温度を19℃に抑えるウォームビズを実施中です。

(目的) 暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂発生を削減し、地球温暖化を防止する。

*暖房の設定温度を1℃下げたときの和歌山県内の二酸化炭素削減量は8万トン(推定)

この冬、自ら暖かさを創り出す「WARM BIZ」な過ごし方をしよう！

- 暖かい飲み物でココロと体をあたためる
- 歩くことで自らの熱と健康を生み出す
- 重ね着でオシャレする

冬の交通安全

夕暮れ時は早めにライトを点灯しましょう！

シートベルト、チャイルドシートの着用を徹底しましょう！

飲酒運転は絶対にやめましょう！



「もっとマナーを!!わかやま」 和歌山県交通安全キャッチフレーズ(平成8年度から使用)

石油温風暖房機に関する注意喚起

1985～92年製のナショナルFF式石油温風機及び石油フラットラジアンヒーターには死亡事故に至る危険性があります。

詳細は経済産業省ホームページをご参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/tyuui_kanki.html